

第 35 回 議会改革推進特別委員会

令和 6 年 6 月 4 日 (火)
10 時 00 分 ～ 時 分
全 員 協 議 会 室

- 【委 員】 牛尾委員長、西田副委員長
三浦委員、村武委員、小川委員、布施委員、佐々木委員、田畑委員
- 【議長団・委員外議員】
- 【事務局】 下間局長、松井次長、小寺書記
-

議 題

- 1 一般質問における議員の資料配信について
- 2 (仮称) 建築物検討委員会について
- 3 議会図書室の活用について
- 4 その他

浜田市議会一般質問説明用補助資料取扱要領

1 資料使用の範囲

発言を補完するために説明用補助資料（以下「資料」という。）を使用できるのは、本会議における一般質問とする。

2 資料使用の基準等

議会は言論の府であることに鑑み、資料の使用は、次の事項に基づいて行うものとする。

- (1) 資料の使用は、あくまでも説明の補助手段であることに留意する。
- (2) 資料の使用に関して、枚数制限は設けないが、説明の補助手段として適切な枚数を使用する議員が判断する。
- (3) 資料のデータ規格は、PDF に変換可能なもの（Word、Excel、PowerPoint 等）とする。
- (4) 資料の使用は、貸与されているタブレット端末を介して資料を使用する議員が発信する。
- ~~(5) 資料を使用する者は、資料を使用しての質問が終了したときは、速やかに掲示台から撤去すること。~~
- (5) 資料使用時のケーブルテレビの映像について、使用する議員は資料を映すタイミングを示し、事業者に一任する。
- (6) 資料を使用する場合の発言は、文字として会議録の残ることを意識し、使用した資料の内容が伝わるよう留意する。

3 資料使用の手続き

- (1) 資料を使用する議員は、一般質問初日の 4 日前（休日を除く）までに、議長に当該資料を提示して使用する旨を申し出て、議長の承認を受けるものとする。
- (2) 議長は、資料使用の申出が、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を承認しないものとする。
 - ア 資料の内容が著作権その他の知的財産権を侵害すると認められるとき
 - イ アのほか、資料の内容が個人又は団体の権利利害を侵害すると認められるとき
 - ウ 資料の内容が公序良俗に反すると認められるとき
 - エ 資料の内容が広告、宣伝、勧誘その他の営利又は宗教活動を目的とする内容を含むと認められるとき
 - オ 資料の使用が 2 に定める基準に照らして適当でないと認められるとき
- (3) 議長は、資料の使用を承認するに当たって必要があると認めるときは、議会運営委員会の意見を聴くことができる。
- ~~(4) 資料の使用について承認を受けた者は、当該資料の写し（A4 版）40 部を議長に提出するものとする。~~
- (4) 議場内出席者及び傍聴者は、タブレット端末、モニター等に表示された資料

を閲覧するものとする。

4 承認の取消し

議長は、議事の運営上必要があると認めるときは、資料の使用の承認を取り消すことができる。

5 その他

この要領に定めるもののほか、資料に関し必要な事項は、議長が定める。

6 施行期日

この要領は、令和6年8月 日から施行する。

建築物等検討方法案

1 目的

市が建築物等の取得、更新、廃止を行う際の所管委員会への報告時に、各委員が質疑のポイントや自由討議の材料とするべく、共通の検討項目を設ける。

2 実施主体

3つの常任委員会（総務文教委員会、福祉環境委員会、産業建設委員会）とする。

3 検討項目

各常任委員会においては、以下の項目を基準に意見を述べ、自由討議を行うものとする。

- ・必要性 市民に需要があるか
- ・地域性 地域バランスに配慮しているか
- ・妥当性 必ずしも市がやらなければならないか
- ・効率性 予算計画は妥当か
- ・緊急性 他事業に優先して行わなければならないか
- ・地域経済喚起 地域経済への効果が期待できるか
- ・発注方式 発注方式は建築物等に適したものか
- ・類似施設比較 類似施設と比較し、長所や短所が加味されているか
- ・住民意思反映 利便性等の住民意思の反映は十分か
- ・…

4 検討後の対応

各常任委員会は、上記項目において検討した結果を議長に報告し、議長は全員協議会にて全議員へ共有した後、市長に対し検討結果を通知する。

【検討項目】 議会図書室の整備と市民開放について

1 オンライン会議対応可能ブースの設置

昨今のコロナ禍でオンラインによる方法で受講できる研修は増加している。議員の積極的な研修受講に向けた環境として、会派室では他の議員への配慮が必要なことから、議会図書室にオンライン会議等の受講に係る専用のブースを設置する。

2 議会相談室の設置

市民から議員に対する相談を受けることのできる窓口を定期的に設置する会場として議会図書室の活用を検討したが、相談の需要は市街地よりも中山間地域にあるとの結論から、議会図書室への相談室設置は見送ることとした。

しかしながら、中山間地域での相談需要があることは地域井戸端会における会場による参加者数の違いから見受けられるため、議会広報広聴委員会におかれては、地域の声を聴く手法について引き続き検討されたい。

3 浜田市立中央図書館のレファレンス機能の活用

議員の情報収集力強化につなげるため、浜田市立中央図書館と連携し、社会情勢や時事問題等に関する図書の配架を行う。

4 議員共有本棚の設置

各議員が政務活動費等で購入した書籍について、他の議員にも情報共有し議員の調査研究に資するため、全議員で共有可能な書棚を議会図書室に設置する。書籍の配置期間は議員任期の間とし、議員改選期には更新する。

【(仮) シェアする本棚】 運用 (案)

- ・ 議員が書籍を随時提供 (勧める理由など一言コメントを併せて提出)
- ・ 新着書籍情報 (コメント、設置期間等) として LINE WORKS で事務局から通知
- ・ 分野別に整理し議会図書室へ整理
- ・ 自宅等への一定期間の持ち帰りも可